平成２８年（フ）第１８６号
群馬県前橋市茂木町196番地10
債務者　原　　勝裕
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９６号
群馬県前橋市粕川町込皆戸378番地５
債務者　星野あけみ
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９９号
群馬県前橋市国領町２－２－18　ベルメゾンハープ705、住民票上の住所群馬県太田市世良田町1241番地３
債務者　松島　伸安
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０９号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目10番地５　今泉ハイツＤ
債務者　後藤　一正
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９８号
千葉県大網白里市細草918番地８　武内方
債務者　藤田　絵美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第２９号
静岡県掛川市長谷442番地
債務者　中島　敏夫
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
静岡県掛川市長谷442番地
債務者　中島　広江
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第６５４号
京都市南区吉祥院流作町32番地７
債務者　島山　真子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７３１号
京都市伏見区竹田浄菩提院町207番地　アークハイツ城南宮301号室、前住所広島県福山市引野町536番地２　いちごハイツ102
債務者　小渕　　豊
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７３７号
京都市山科区川田菱尾田10番地７
債務者　髙田トミエ
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４１２号
大阪府河内長野市北貴望ケ丘38番４－206号
債務者　伊賀めぐみ
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５２３号
堺市中区福田1099番地７、前住所堺市中区伏尾140番地
債務者　くぼたやこと　久保田法道
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５５３号
大阪府大阪狭山市大野台６丁目18番９－304号
債務者　横田　貴大
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５６８号
堺市中区深井清水町2084番地１　桃ちゃんハイツ203号、前住所堺市中区八田西町３丁７番11号
債務者　井上　秀和（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５７５号
堺市堺区一条通19番23号
債務者　西垣美代子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５７８号
堺市東区菩提町５丁170番地　安田マンション112号
債務者　髙木　加奈（旧姓池之上・北野）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５８５号
堺市中区深井中町880番地22　ボン・ソワール深井311号
債務者　網城　照孝
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係